

随意契約締結結果概要書

		整理番号	1
契 約 件 名	土地賃貸借契約		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市島田四丁目 1 3 番 1 5 号 島田連合自治会		
契 約 金 額	2, 7 8 4, 0 0 0 円（予定額）		
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 3 0 日		
契 約 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	駐車場用地を指定用途として、現在貸付契約を締結している市有地の貸付期間満了による更新の貸付であり、契約の相手方が限定されるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	財政課		
備 考	契約金額は、指定用途に伴う収益から、その運営に要する経費（6 0 万円）を控除した額		

随意契約締結結果概要書

		整理番号	2
契 約 件 名	牛島地区し尿貯留（運搬）船及びミニバキューム車車庫修繕		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市浅江七丁目 1 5 番 1 0 号 光環境整備株式会社		
契 約 金 額	1, 0 1 1, 9 4 5 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 2 日		
契 約 期 間	令和 8 年 3 月 2 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号適用		
随意契約によること とした理由	本件は、牛島地区のし尿貯留船及びバキューム車車庫の塗装等の修繕をするものである。 上記の者は、牛島地区のし尿汲取り業務を行っている一般廃棄物処理業の許可業者（し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）であり、収集業務との日程調整を図りながら修繕を行うことが可能であることから、円滑かつ適切な業務の履行が確保できるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	環境事業課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	3
契 約 件 名	子ども・子育て支援金に係るシステム改修業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 1 0 0, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 2 7 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 2 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 8 年度から実施される子ども・子育て支援金制度に対応するため、システムの改修を行うものである。 本システムの導入及び機器の設定等は上記の者が行っており、他者に業務を履行させた場合、障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、本システム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	市民課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	4
契 約 件 名	子ども・子育て支援金に係る後期高齢者医療システム改修業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 9 8 0, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 2 7 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 2 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 8 年度から実施される子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システムの改修を行うものである。 本システムの導入及び機器の設定等は上記の者が行っており、他者に業務を履行させた場合、障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、本システム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	市民課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	5
契 約 件 名	住民基本台帳システム 氏名振り仮名法改正（一括登録）対応業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 4 6 3, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 1 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 3 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、法の改正に基づき、振り仮名の一括登録を可能にするための住民基本台帳システムの機能整備を行うものである。 本システムの導入及び機器の設定等は上記の者が行っており、他者に業務を履行させた場合、障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、本システム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	市民課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	6
契 約 件 名	戸籍附票システム 附票 A P 第 4 号施行（旧氏）対応		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 1 7 7, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 1 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 3 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、法の改正に基づき、戸籍附票システムと住基システム間の連携機能及び戸籍附票システムの機能整備を行うものである。 両システムの導入及び機器の設定等は上記の者が行っており、他者に業務を履行させた場合、障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、両システム等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	市民課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	7
契 約 件 名	光市三島温泉健康交流施設ヒートポンプチラー修繕業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	山口県周南市野村三丁目 2 2 番 4 号 ライニングサービス株式会社		
契 約 金 額	1, 2 5 4, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 7 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、三島温泉健康交流施設のヒートポンプチラー内のアクティブフィルター及びリニア膨張弁が経年により故障したことから修繕するものである。 当該ヒートポンプチラーの修繕は、専門的な知識や技術を要し、修繕後の動作確認や周辺機器との調整等の豊富なノウハウが必要であり、機器の状況や施設の特殊性を熟知している者でなければ適切な修繕を行うことができない。 上記の者は、従来から当該施設内の設備修繕やメンテナンス等に従事しており、機器の状況や施設の特殊性を熟知していることから、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	福祉総務課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	8
契 約 件 名	光市総合福祉センター電話回線移設に伴う補修業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	山口県周南市大字徳山字東辻 5 6 8 7 番地 2 D A I K O X T E C H株式会社中国支店山口営業所		
契 約 金 額	1, 9 3 2, 7 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 5 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 5 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、光市総合福祉センターの電話回線移設に伴う補修をするものである。 当該電話回線は、専門的な知識や技術を要し、補修後の動作確認や周辺機器との調整等の豊富なノウハウが必要であるため、当該装置の導入業者であり、かつ、従来から当該装置の修繕やメンテナンス等に従事し、過去の経緯や装置の特殊性を熟知している者でなければ適切な補修を行うことができないことから、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	福祉総務課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	9
契 約 件 名	地域包括支援システムデータ連携対応等業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 6 5 0, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 1 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、地域包括支援センター管理システム再構築を行う上で必要なデータの切り出しや、情報の連携を行うものである。 本業務の実施に当たっては、上記の者が当該システムを開発した者であり、他者による業務実施が不可能なものであるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	高齢者支援課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	10
契 約 件 名	令和 7 年度介護報酬改定等に伴うシステム改修事業対応業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 3 3 1, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 3 月 2 4 日		
契 約 期 間	令和 8 年 3 月 2 4 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 7 年度の介護報酬改定等に対応させるため、介護保険システムの改修を行うものである。 本業務の実施に当たっては、上記の者が当該システムの導入及び機器の設定等を行っていることから、他者に業務を履行させた場合、システム障害等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	高齢者支援課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	11
契 約 件 名	令和 7 年度物価高対応子育て応援手当システム対応業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県広島市中区八丁堀 3 番 3 3 号 株式会社日立ソリューションズ西日本		
契 約 金 額	1, 5 9 5, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、児童手当の仕組みを活用する物価高対応子育て 応援手当支給事業に対応するため、児童手当システムの改修 を行うものである。 本業務の実施に当たっては、上記の者が児童手当システム の導入及び設定等を実施していることから、既存システムと 密接不可分の関係にあり、他者に業務を履行させた場合、責 任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれ があるため、上記の者と随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	こども政策課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	12
契 約 件 名	令和 7 年度松くい虫防除事業（特別伐倒駆除・単独）		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	山口県岩国市周東町下久原 1 0 3 8 番地 1 山口県東部森林組合		
契 約 金 額	7, 1 1 7, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 1 8 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 1 9 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本事業は、健全な松林を維持していくために、マツ材線虫病（松くい虫被害）によって枯れた松を伐倒して林外へ持ち出し、処分するものである。 本事業の実施に当たっては、上記の者が海岸松林の重要性について十分な認識と技術力を有し、林業安全衛生教育を受けている市内に営業所を有する唯一の者であることから、上記の者以外に本事業を適正に履行できる者がいないため、随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	農林水産課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	13
契 約 件 名	光市物価高騰対応市民生活応援商品券発行事業取扱店募集・換金等業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市島田四丁目 1 4 番 1 5 号 光商工会議所		
契 約 金 額	7, 6 2 0, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 2 月 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 2 月 9 日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、食料品等の物価高騰の影響を受ける市民を支援することを目的に、市内店舗等で使用できる「光市物価高騰対応市民生活応援商品券」を発行・配布する「光市物価高騰対応市民生活応援商品券発行事業」の実施に当たり、商品券の取扱いに参加する取扱店の募集、商品券の換金等に係る業務を委託するものである。 上記の者は、過去から実施してきた商品券発行事業の受託実績が豊富であり、地域経済団体として、会員事業所だけでなく、会員以外の事業所についても多くの情報を把握しており、円滑かつ効率的に本業務の履行が見込める唯一の者であることから、随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	商工振興課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	14
契 約 件 名	光駅拠点整備建物等調査算定業務		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	山口市小郡令和一丁目 2 番 2 9 号 ジェイアール西日本コンサルタンツ株式会社 山口営業所		
契 約 金 額	1 2 , 6 5 0 , 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 1 9 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 2 0 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、令和 7 年 3 月に変更した光駅拠点整備基本計画に沿って進めている「光駅南北自由通路等基本設計修正業務」の進捗状況を踏まえ、南北自由通路等の整備に伴い支障となる鉄道施設の移設などに必要な補償金の算定を行うとともに、必要な調査を実施するもの。 本業務の実施に当たっては、対象範囲が跨線部を含めた施設構内であるため、鉄道事業者との綿密な協議調整が不可欠であるとともに、鉄道用地内への立入り、近接する調査等を、限られた期間や時間の中で、的確かつ効果的、効率的な作業を安全に実施する必要があることから、上記の者以外に鉄道事業に精通し、業務の実施体制が十分に整っている者がいないため、上記の者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを条件として、随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	都市政策課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	15
契 約 件 名	令和 7 年度管渠清掃業務（B）		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市浅江七丁目 1 5 番 1 0 号 光環境整備株式会社		
契 約 金 額	2, 9 1 5, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 2 1 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 2 2 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで		
随意契約の適用条項	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づき定めた光市合理化事業計画で上記の者を対象とする支援事業であるため、随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	下水道課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	16
契 約 件 名	令和 7 年度管渠清掃業務（C）		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市大字塩田 3 1 5 3 番地 有限会社大和清掃興業		
契 約 金 額	2, 3 4 3, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 2 1 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 2 2 日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで		
随意契約の適用条項	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の規定に基づき定めた光市合理化事業計画で上記の者を対象とする支援事業であるため、随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	下水道課		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	17
契 約 件 名	第 5 1 回衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置撤去業務 (室積、光井、周防地区)		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市室積二丁目 6 番 1 3 号 吉岡組		
契 約 金 額	1, 9 4 7, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 2 2 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 2 2 日から令和 8 年 2 月 1 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、2 月 8 日に執行される第 5 1 回衆議院議員総選挙において、室積、光井、周防地区に設置する小選挙区候補者の選挙運動用ポスター掲示場の設置、維持管理及び撤去を行うものである。 本業務の実施に当たっては、前もって予定されていた選挙ではないことから、業者選定から業務の履行までの期間的猶予を十分に確保できない状況下で早急に業務の履行を行う必要がある。そのため、競争入札ではなく、当該地区の同日執行の山口県知事選挙に係るポスター掲示場設置撤去業務を受託し、各掲示場設置箇所の地理的状況を熟知した者に履行させることにより、作業効率面での向上など、円滑な業務の実施が見込めることから、上記の者と緊急に随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	選挙管理委員会事務局		
備 考			

随意契約締結結果概要書

		整理番号	18
契 約 件 名	第 5 1 回衆議院議員総選挙ポスター掲示場設置撤去業務 (浅江、島田、三井地区)		
契 約 の 相 手 方 の 所 在 地 及 び 名 称	光市室積二丁目 6 番 1 3 号 吉岡組		
契 約 金 額	1, 9 4 7, 0 0 0 円		
契 約 締 結 日	令和 8 年 1 月 2 2 日		
契 約 期 間	令和 8 年 1 月 2 2 日から令和 8 年 2 月 1 1 日まで		
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号適用		
随意契約によること とした理由	本業務は、2 月 8 日に執行される第 5 1 回衆議院議員総選挙において、浅江、島田、三井地区に設置する小選挙区候補者の選挙運動用ポスター掲示場の設置、維持管理及び撤去を行うものである。 本業務の実施に当たっては、前もって予定されていた選挙ではないことから、業者選定から業務の履行までの期間的猶予を十分に確保できない状況下で早急に業務の履行を行う必要がある。そのため、競争入札ではなく、当該地区の同日執行の山口県知事選挙に係るポスター掲示場設置撤去業務を受託し、各掲示場設置箇所の地理的状況を熟知した者に履行させることにより、作業効率面での向上など、円滑な業務の実施が見込めることから、上記の者と緊急に随意契約を締結するもの。		
契約事務の担当課等	選挙管理委員会事務局		
備 考			